

平成26年 2月21日 招集

平成26年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 平成26年2月21日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第5号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	1
第4	議案第6号	門真市立文化会館条例等の一部改正の申出について	4
第5	議案第7号	門真市社会教育委員条例の一部改正の申出について	19
第6	議案第8号	平成25年度教育費等補正予算の見積り申出について	21
第7	議案第9号	平成26年度教育費等当初予算の見積り申出について	28
第8		諸報告	39

議案第5号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置し、及びこれに伴い附属機関の委員の報酬額を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
) 略) 略	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
) 略) 略	
(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会	略	(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会	略
門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務	門真市民文化会館舞台設備等大規模改修策定業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務		
門真市子ども読書活動推進計画審議会	門真市子ども読書活動推進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額

改正後		改正前	
略		略	
自治基本条例推進 委員会委員	略	自治基本条例推進 委員会委員	略
略		略	
門真市民文化会館 舞台設備等大規模 改修計画策定業務 委託事業者選定委 員会委員	日 8,400円		—
子ども読書活動推 進計画審議会委員	日 8,400円		—
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第6号

門真市立文化会館条例等の一部改正の申出について

門真市立文化会館条例（昭和43年条例第33号）等の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付けの機構改革等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立文化会館条例等の一部を改正する条例

(門真市立文化会館条例の一部改正)

第1条 門真市立文化会館条例(昭和43年条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則若しくは教育委員会規則</u>又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>_____</u>教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、後納することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>委員会</u>が特に必要と認めるときは、後納することができる。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>委員会</u>は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により、使用できないとき<u>又は市長が特別の事由があると認めるときは</u>、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により、使用できないとき<u>_____</u>は、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則又は教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会規則</u>で定める。</p>

(門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正)

第2条 門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則若しくは教育委員会規則</u>又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく_____教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 <u>委員会</u>は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会規則</u>で定める。</p>

(門真市立公民館条例の一部改正)

第3条 門真市立公民館条例（昭和51年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則若しくは教育委員会規則</u>又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく_____教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、後納することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>委員会</u>が特に必要と認めるときは、後納することができる。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>委員会</u>は、使用者が公用、公益事業若しくは社会教育のために使用するとき又は特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないとき<u>又</u>は<u>市長</u>が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないとき、<u>又</u>は<u>委員会</u>が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会規則</u>で定める。</p>

(門真市立幼稚園条例の一部改正)

第4条 門真市立幼稚園条例(昭和62年門真市条例第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育料等の納付)</p> <p>第9条 1 略 2 保育料等は、<u>市長</u>の指定する期日までに納付しなければならない。</p>	<p>(保育料等の納付)</p> <p>第9条 1 略 2 保育料等は、<u>委員会</u>の指定する期日までに納付しなければならない。</p>
<p>(保育料等の還付)</p> <p>第10条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(保育料等の還付)</p> <p>第10条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(保育料等の減免)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(保育料等の減免)</p> <p>第11条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該</p>

改正後	改正前
<p>するときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則又は教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>当するときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めたとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、<u> </u>教育委員会規則で定める。</p>

(門真市奨学条例の一部改正)

第5条 門真市奨学条例（平成5年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の支給)</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 奨学金の支給時期その他支給方法については、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>(奨学金の支給停止)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項に規定する場合のほか奨学金の支給が適当でないとき、奨学金の支給を一時停止することができる。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、偽りその他不正な手段により奨学金の支給を受け、又は第6条の規定により奨学生の資格を喪失した者に対して、既に支給を受けた奨学金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則又は教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(奨学金の支給)</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 奨学金の支給時期その他支給方法については、<u>委員会</u>が別に定める。</p> <p>(奨学金の支給停止)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>委員会</u>は、前項に規定する場合のほか奨学金の支給が適当でないとき、奨学金の支給を一時停止することができる。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第8条 <u>委員会</u>は、偽りその他不正な手段により奨学金の支給を受け、又は第6条の規定により奨学生の資格を喪失した者に対して、既に支給を受けた奨学金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、<u> </u>教育委員会規則で定める。</p>

(門真市民文化会館条例の一部改正)

第6条 門真市民文化会館条例（平成17年門真市条例第22号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的外使用料)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、入館者の利便を図るため会館の一部をレストランとして目的外使用させるときは、その使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料の額は、月額300,000円以内で<u>市長</u>が定める額とする。</p> <p>3 前2項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(目的外使用料)</p> <p>第13条 <u>委員会</u>は、入館者の利便を図るため会館の一部をレストランとして目的外使用させるときは、その使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料の額は、月額300,000円以内で<u>委員会</u>が定める額とする。</p> <p>3 前2項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、<u>委員会</u>が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について<u>市長</u>の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、<u>規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第14条 <u>委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則 (指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p>	<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、<u> </u>教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則 (指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p>

改正後	改正前																				
<p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第11条第2項</td> <td>指定管理者 市長</td> </tr> </tbody> </table>	略		第10条	略	第11条第2項	指定管理者 市長	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条、第11条第2項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	略		第10条、第11条第2項	略										
略																					
第10条	略																				
第11条第2項	指定管理者 市長																				
略																					
第10条、第11条第2項	略																				
<p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p>	<p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p>																				
<p>4 市長は、附則第2項の規定により委員会が会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	<p>4 委員会は、附則第2項の規定により____会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>																				
<p>別表 (第14条関係)</p>	<p>別表 (第14条関係)</p>																				
<p>1 略 2 附属設備等</p>	<p>1 略 2 附属設備等</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 舞台設備</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位(1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。)ごとに10,000円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>2 照明設備</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに30,000円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>3 音響・映像設備</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>4 上記1から3までの設備以外の附属設備等</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	利用料金	1 舞台設備	利用回数1回につき、各品目の単位(1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。)ごとに10,000円以内で規則で定める額	2 照明設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに30,000円以内で規則で定める額	3 音響・映像設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で規則で定める額	4 上記1から3までの設備以外の附属設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で規則で定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 舞台設備</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位(1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。)ごとに10,000円以内で教育委員会規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>2 照明設備</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに30,000円以内で教育委員会規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>3 音響・映像設備</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で教育委員会規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>4 上記1から3までの設備以外の附属設備等</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で教育委員会規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	利用料金	1 舞台設備	利用回数1回につき、各品目の単位(1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。)ごとに10,000円以内で教育委員会規則で定める額	2 照明設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに30,000円以内で教育委員会規則で定める額	3 音響・映像設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で教育委員会規則で定める額	4 上記1から3までの設備以外の附属設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で教育委員会規則で定める額
種別	利用料金																				
1 舞台設備	利用回数1回につき、各品目の単位(1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。)ごとに10,000円以内で規則で定める額																				
2 照明設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに30,000円以内で規則で定める額																				
3 音響・映像設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で規則で定める額																				
4 上記1から3までの設備以外の附属設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で規則で定める額																				
種別	利用料金																				
1 舞台設備	利用回数1回につき、各品目の単位(1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。)ごとに10,000円以内で教育委員会規則で定める額																				
2 照明設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに30,000円以内で教育委員会規則で定める額																				
3 音響・映像設備	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で教育委員会規則で定める額																				
4 上記1から3までの設備以外の附属設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに15,000円以内で教育委員会規則で定める額																				
<p>備考</p>	<p>備考</p>																				

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 本市の住民が利用する場合であって、入場料等を徴収せず、かつ、営利又は営業を目的としないときの附属設備等の利用料金は、この表の規定に基づき<u>規則</u>で定める額の5割の額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 本市の住民が利用する場合であって、入場料等を徴収せず、かつ、営利又は営業を目的としないときの附属設備等の利用料金は、この表の規定に基づき<u>教育委員会規則</u>で定める額の5割の額とする。</p> <p>3 略</p>

(門真市立市民交流会館条例の一部改正)

第7条 門真市立市民交流会館条例（平成17年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について<u>市長</u>の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、<u>規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>規則</u>で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第13条 <u>委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u> </u>教育委員会規則で定める。</p>

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第10条</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第11条第2項</td> <td>指定管理者 市長</td> </tr> </table> <p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>4 市長は、附則第2項の規定により委員会が交流会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>)	略	第10条	略	第11条第2項	指定管理者 市長	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第10条、第11条第2項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>4 委員会は、附則第2項の規定により____交流会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>)	略	第10条、第11条第2項	略		
)	略												
第10条	略												
第11条第2項	指定管理者 市長												
)	略												
第10条、第11条第2項	略												

(門真市立青少年運動広場条例の一部改正)

第8条 門真市立青少年運動広場条例（平成17年門真市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認め</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第13条 委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認め</p>

改正後	改正前												
<p>るときは、<u>規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>規則</u>で定める基準に従い、利用料金（照明設備利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用）</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">第10条</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>第11条第2項</td> <td>指定管理者市長</td> </tr> </tbody> </table> <p>（委員会による管理における使用料の徴収）</p> <p>4 <u>市長</u>は、附則第2項の規定により<u>委員会</u>が運動広場の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	略		第10条	略	第11条第2項	指定管理者市長	<p>るときは、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、利用料金（照明設備利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用）</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">第10条、第11条第2項</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（委員会による管理における使用料の徴収）</p> <p>4 <u>委員会</u>は、附則第2項の規定により<u> </u>運動広場の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	略		第10条、第11条第2項	略		
略													
第10条	略												
第11条第2項	指定管理者市長												
略													
第10条、第11条第2項	略												

（門真市立テニスコート条例の一部改正）

第9条 門真市立テニスコート条例（平成17年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させること</p>	<p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p>第11条 <u>委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させること</p>

改正後	改正前
<p>ができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について<u>市長</u>の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、<u>規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>規則</u>で定める基準に従い、利用料金（照明設備利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則又は教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則 (委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>4 <u>市長</u>は、附則第2項の規定により<u>委員会</u>がテニスコートの管理業務の全部又は一部を行うときは、第11条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	<p>とができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、<u>教育委員会規則</u>で定める基準に従い、利用料金（照明設備利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u> </u>教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則 (委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>4 <u>委員会</u>は、附則第2項の規定により<u> </u>テニスコートの管理業務の全部又は一部を行うときは、第11条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>

(門真市教育センター条例の一部改正)

第10条 門真市教育センター条例（平成18年門真市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該</p>

改正後	改正前
<p>当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第13条</p> <p>1 略</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。</p>	<p>当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく_____教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第13条</p> <p>1 略</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会において執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、_____教育委員会規則で定める。</p>

(門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正)

第11条 門真市立旧第六中学校運動広場条例（平成23年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以</p>

改正後	改正前
<p>下「使用者」という。) に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、規則で定めるところにより、使用料（グラウンド照明設備使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条</p> <p>1 略</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。</p>	<p>下「使用者」という。) に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく_____教育委員会規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料（グラウンド照明設備使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条</p> <p>1 略</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会において執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、_____教育委員会規則で定める。</p>

(門真市立門真市民プラザ条例の一部改正)

第12条 門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第18条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>4 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条、第16条第2項、第21条、第22条、第26条、第27条、第31条及び第32条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">> 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">第15条</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第16条第2項</td> <td>指定管理者 市長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">> 略</td> </tr> </table>	> 略		第15条	略	第16条第2項	指定管理者 市長	> 略		<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第18条 委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、教育委員会規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>5 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>4 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条、第16条第2項、第21条、第22条、第26条、第27条、第31条及び第32条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">> 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">第15条、第16条第2項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">> 略</td> </tr> </table>	> 略		第15条、第16条第2項	略			> 略	
> 略																	
第15条	略																
第16条第2項	指定管理者 市長																
> 略																	
> 略																	
第15条、第16条第2項	略																
> 略																	

改正後	改正前												
<p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>5 市長は、附則第3項の規定により委員会が指定管理施設の管理業務の全部又は一部を行うときは、第18条(第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同条第3項後段(第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p> <p>別表第1 (第18条関係) 門真市立青少年活動センター</p> <p>1 略</p> <p>2 附属設備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響設備等</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに10,000円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>野外活動設備等</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	利用料金	音響設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに10,000円以内で規則で定める額	野外活動設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で規則で定める額	<p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>5 委員会は、附則第3項の規定により____指定管理施設の管理業務の全部又は一部を行うときは、第18条(第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同条第3項後段(第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p> <p>別表第1 (第18条関係) 門真市立青少年活動センター</p> <p>1 略</p> <p>2 附属設備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響設備等</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに10,000円以内で教育委員会規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>野外活動設備等</td> <td>利用回数1回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で教育委員会規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	利用料金	音響設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに10,000円以内で教育委員会規則で定める額	野外活動設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で教育委員会規則で定める額
種別	利用料金												
音響設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに10,000円以内で規則で定める額												
野外活動設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で規則で定める額												
種別	利用料金												
音響設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに10,000円以内で教育委員会規則で定める額												
野外活動設備等	利用回数1回につき、各品目の単位ごとに5,000円以内で教育委員会規則で定める額												

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第7号

門真市社会教育委員条例の一部改正の申出について

門真市社会教育委員条例（昭和39年条例第11号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による社会教育法の一部改正に伴い、門真市社会教育委員の委嘱の基準を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市社会教育委員条例の一部を改正する条例

門真市社会教育委員条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数等)	(定数)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから門真市</u>	_____
<u>教育委員会が委嘱する。</u>	_____
(1) <u>学識経験のある者</u>	_____
(2) <u>学校教育の関係者</u>	_____
(3) <u>社会教育の関係者</u>	_____
(4) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>	_____

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第8号

平成25年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成25年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成25年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款)国庫支出金 (項)国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
教育費国庫補助金	千円	千円	千円	学校施設環境改善交付金	千円 284,562	五月田小学校大規模改造事業交付金	千円 117,636
	45,384	304,326	349,710			第五中学校大規模改造事業交付金	138,862
						第五中学校給食施設整備事業交付金	15,112
						第七中学校給食施設整備事業交付金	12,952
				社会資本整備総合交付金	千円 19,764	住宅市街地総合整備事業費補助金	19,764

(款)府支出金 (項)府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
教育費府補助金	千円 19,517	千円 94,551	千円 114,068	中学校給食導入促進事業費補助金	千円 94,551	中学校給食導入促進事業費補助金	千円 94,551

(款)繰入金 (項)基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
まちづくり整備基金繰入金	千円 43,898	千円 64	千円 43,962	まちづくり整備基金繰入金	千円 64	まちづくり整備基金繰入金追加分	千円 64

(款)市債

(項)市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
教育債	千円	千円	千円		千円	千円	
	135,100	2,151,500	2,286,600	学校教育施設等整備事業債	2,117,800	五月田小学校校舎等大規模改造事業債追加分	591,200
						第五中学校校舎等大規模改造事業債追加分	960,900
						第五中学校給食棟整備事業債追加分	244,700
						第七中学校給食棟整備事業債追加分	321,000
			住宅市街地総合整備事業債	19,700	住宅市街地総合整備事業債	19,700	
			大阪府施設整備資金貸付金	14,000	大阪府施設整備資金貸付金追加分	14,000	

歳出

(款)教育費

(項)小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
学校管理費	千円	千円	千円		千円	千円	
	939,662	708,907	1,648,569	委託料	10,412	○学校施設・設備の充実	
				使用料及び賃借料	45,377	小学校施設整備事業	
				工事請負費	653,118	委託料	
						大規模改造工事 監理委託料	10,412
						使用料及び賃借料	
						仮設校舎借上料	45,377
					工事請負費		
				大規模改造工事	653,118		

(款)教育費

(項)中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
	千円	千円	千円		千円	千円	
学校管理費	495,013	1,820,459	2,315,472	委託料	26,130	○学校施設・設備の充実	
				使用料及び賃借料	304,107	中学校施設整備事業	1,099,938
				工事請負費	1,355,425	委託料	
				需用費	1,861	第五中学校校舎等大規模改造工事監理委託料	17,997
				役務費	48	使用料及び賃借料	
				備品購入費	124,680	仮設校舎借上料	304,107
				負担金	8,208	工事請負費	
						第五中学校校舎等大規模改造工事	777,834
						給食運営事業	720,521
						需用費	
						消耗品費追加分	1,861
						役務費	
						手数料	48
						委託料	
		工事監理委託料	8,133				
		工事請負費					
		第五中学校給食棟建替工事	255,821				
		第七中学校給食棟建替工事	321,770				
		備品購入費					
		給食用備品費追加分	124,680				
		負担金					
		水道加入負担金	8,208				

(款)教育費

(項)保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円	千円	千円	委託料	千円	○スポーツ活動推進体制の充実 (仮称)市立総合体育館建設事業 委託料 (仮称)市立総合体育館基本設計・実施設計業務委託料追加分
	76,681	39,528	116,209		39,528	

繰越明許費

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	五月田小学校校舎等大規模改造二期工事	千円 708,907
	中学校費	第五中学校校舎等大規模改造工事及び給食棟建替工事	1,422,827
	中学校費	第七中学校給食棟建替等工事	397,632
	保健体育費	(仮称)市立総合体育館建設事業実施設計	39,528

債務負担行為

廃止

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称)市立総合体育館基本設計・実施設計業務委託	平成26年度	千円 39,021	—	千円 —

地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 方 法
公 共 施 設 整 備 (大阪府施設整備資金貸付分)	千円 14,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	14,000				

変 更

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
住宅市街地総合整備	千円 0	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 19,700	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学校教育施設等整備	58,400				2,176,200			
計	58,400				2,195,900			

議案第9号

平成26年度教育費等当初予算の見積り申出について

平成26年度教育費等当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成26年度 教育費等当初予算見積書

歳入

単位 千円

項目	平成26年度予算見積額	平成25年度予算見積額	説明
1. 教育費負担金	2,756	2,915	・日本スポーツ振興センター負担金
2. 総務使用料	1,048	1,012	・市民文化会館レストラン等使用料
3. 教育使用料	21,433	27,406	・幼稚園使用料 ・公民館使用料 ・文化会館使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料
4. 教育費国庫補助金	97,899	45,384	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・幼稚園就園奨励費補助金 ・社会資本整備総合交付金
5. 教育費府補助金	16,817	19,517	・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 ・地域福祉・子育て支援交付金
6. 教育費委託金	800	0	・豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業委託金
7. 文化芸術振興基金繰入金	52,381	54,392	・文化芸術振興基金繰入金
8. まちづくり整備基金繰入金	34,909	43,898	・まちづくり整備基金繰入金
9. 教育振興基金繰入金	50,446	0	・教育振興基金繰入金
10. 日本スポーツ振興センター 医療費貸付金元利収入	30	30	・貸付金戻入
11. 学校給食用物資購入運転 資金貸付金元利収入	4,000	4,000	・貸付金戻入
12. 雑入	31,885	30,718	・コピー使用料 ・光熱水費等徴収金 ・雇用保険個人負担金 ・バス借上料個人負担金 ・給食用廃油売却代金 ・給食棟設備等使用料 ・賠償保険金 ・英会話・理科講座受講料 ・自動販売機設置電気代徴収金 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・スポーツ振興くじ助成金 ・旧第六中学校グラウンド照明施設電気代徴収金 ・プール入場引換券売払代金 ・淀川公園グラウンド使用料個人負担金 ・各種個人負担金
13. 教育債	291,100	120,800	・沖小、第五中大規模改造事業債 ・第三、四中学校給食棟整備事業債 ・公共施設整備事業債 ・大阪府施設整備資金貸付金 ・住宅市街地総合整備事業債 ・公共施設等除却特例債
合計	605,504	350,072	

歳 出
款 教育費

単位 千円

項 目	平成26年度予算見積額	平成25年度当初予算額	説 明
1. 教育総務費	901,010	878,334	
(1) 教育委員会費	6,730	6,734	・委員会定例会等事業
(2) 事務局費	307,373	300,645	・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校施設営繕事業 ・職員労働安全衛生事業 ・学校OA化事業
(3) 教育振興費	561,537	546,001	・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・教育課程事業 ・就学援助事業 ・奨学金事業 ・私立幼稚園児保護者補助事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業 ・幼児教育推進事業 ・公立幼稚園運営事業 ・児童生徒支援事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員研修事業 ・学力向上支援員加配事業 ・一貫教育推進プラン実施事業 ・情報教育推進事業 ・学力調査推進事業 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・特別支援教育推進事業 ・看護師派遣事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・学校図書館司書配置事業 ・研究指定校事業 ・AET派遣事業 ・豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業
(4) 人権教育推進費	8,766	9,111	・人権教育推進支援事業
(5) 教育センター費	16,604	15,843	・適応指導教室運営事業 ・教職員研修事業 ・教育課程研究活動事業

2. 小学校費	1,019,978	958,129	
(1) 学校管理費	1,019,978	958,129	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・園の予算配当事業 ・ 学校施設営繕事業 ・ 学校災害給付事業 ・ 教職員健康診断・検査健診委託事業 ・ 給食運営事業 ・ 給食調理事業 ・ 学校安全推進事業 ・ 学校保健事業 ・ 健康診断事業 ・ きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・ 小学校施設整備事業 ・ 小学校運動場芝生化事業
3. 中学校費	583,425	560,516	
(1) 学校管理費	519,325	496,452	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・園の予算配当事業 ・ 学校施設営繕事業 ・ 学校災害給付事業 ・ 教職員健康診断・検査健診委託事業 ・ 給食運営事業 ・ 給食調理事業 ・ 学校保健事業 ・ 健康診断事業 ・ きめ細かな指導を実現する35人学級事業 ・ 中学校施設整備事業
(2) 学校建設費	64,100	64,064	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校施設整備事業
4. 幼稚園費	189,427	160,189	
(1) 幼稚園管理費	189,427	160,189	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病休等代替アルバイト配置事業 ・ 学校・園の予算配当事業 ・ 学校施設営繕事業 ・ 学校災害給付事業 ・ 公立幼稚園運営事業 ・ 学校保健事業 ・ 健康診断事業 ・ 幼稚園施設整備事業
小 計	2,693,840	2,557,168	

歳 出

款 総務費

単位 千円

項 目	平成26年度予算見積額	平成25年度予算見積額	説 明
5. 総務管理費	218,966	160,926	
(1) 文化芸術振興費	218,966	160,926	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流推進事業 ・ 文化芸術振興事業 ・ 市民文化会館及び市民交流会館運営事業
小 計	218,966	160,926	

款 教育費

項 目	平成26年度予算見積額	平成25年度予算見積額	説 明
6. 社会教育費	553,052	618,254	
(1) 社会教育総務費	195,641	242,952	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育振興事業 ・ 文化の日式典事業 ・ 社会環境の整備事業 ・ 識字・日本語教室実施事業 ・ 社会教育活動促進事業 ・ 文化施設予約システム運用事業 ・ (仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業 ・ 音楽と活気あふれるまちづくり推進事業 ・ 歴史資料館運営事業 ・ 歴史遺産整備事業
(2) 青少年費	28,291	64,954	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの安全見守り事業 ・ 学校支援地域本部事業 ・ 家庭教育支援(つながるハート)事業 ・ 青少年健全育成事業 ・ 青少年社会環境整備事業 ・ 少年補導活動ネットワーク事業 ・ 成人祭事業 ・ 青少年の主張事業 ・ 「まなび舎Kids」事業 ・ 「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・ めざせ世界へはばたけ事業 ・ 子ども英会話・理科講座運営事業
(3) 社会教育施設費	16,921	19,988	・ 市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	13,569	13,650	・ 公民館運営事業
(5) 図書館費	125,820	127,658	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館運営事業 ・ 図書館市民プラザ分館運営事業 ・ 読み聞かせ事業 ・ ブックスタート事業 ・ 第2次子ども読書活動推進計画策定事業
(6) 市民プラザ費	172,810	149,052	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習センター運営事業 ・ 市民プラザ運営事業

7. 保健体育費	380,800	347,676	
(1) 保健体育総務費	258,032	267,924	<ul style="list-style-type: none"> ・給食運営事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・校区体育祭補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・なみはやドームプール補助事業 ・(仮称) スポーツレクリエーション大会事業
(2) 体育施設費	122,229	79,431	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校体育館・運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業 ・(仮称) 市立総合体育館建設事業
(3) 市民プラザ費	539	321	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業
小 計	933,852	965,930	
合 計	3,846,658	3,684,024	

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市民文化会館舞台設備等大規模改修計画 策定業務委託	平成27年度	千円 8,000
公立幼稚園通園バス運行管理業務委託（2）	平成26年度 ） 平成27年度	3,990
海外派遣研修業務委託（3）	平成26年度 ） 平成27年度	4,273
学校給食調理業務委託（15）	平成26年度 ） 平成29年度	346,373
（仮称）市立総合体育館建設事業	平成27年度 ） 平成28年度	2,902,814

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
小学校空調設備整備事業	175,676	平成17年度 ～ 平成25年度	69,930	平成26年度 ～ 平成29年度	31,080	—	—	—	31,080
中学校空調設備整備事業	105,628	平成17年度 ～ 平成25年度	36,855	平成26年度 ～ 平成29年度	16,380	—	—	—	16,380
中学校空調設備整備事業 (2)	418,128	平成18年度 ～ 平成25年度	187,320	平成26年度 ～ 平成30年度	117,075	—	—	—	117,075
小学校空調設備整備事業 (2)	807,822	平成19年度 ～ 平成25年度	291,171	平成26年度 ～ 平成31年度	249,577	—	—	—	249,577
門真市民プラザ空調設備 整備事業	143,000	平成19年度 ～ 平成25年度	51,518	平成26年度 ～ 平成31年度	44,158	—	—	—	44,158
(仮称) 門真市立統合 中学校整備 P F I 事業	3,404,400	平成21年度 ～ 平成25年度	1,594,341	平成26年度 ～ 平成38年度	1,066,170	—	—	—	1,066,170
(仮称) 門真市立統合 中学校整備 P F I 事業 (平成26年4月1日消費 税率改正分)	6,567	平成25年度	—	平成26年度 ～ 平成38年度	6,567	—	—	—	6,567
図書館システム業務委託 (2)	54,899	平成23年度 ～ 平成25年度	18,636	平成26年度 ～ 平成27年度	11,906	—	—	—	11,906
図書館システム業務委託 (2) (平成26年4月1日消費 税率改正分)	341	平成25年度	—	平成26年度 ～ 平成27年度	341	—	—	—	341
スポーツ施設予約システ ム業務委託	32,661	平成23年度 ～ 平成25年度	8,691	平成26年度 ～ 平成27年度	5,794	—	—	—	5,794
スポーツ施設予約システ ム業務委託 (平成26年4月1日消費 税率改正分)	166	平成25年度	—	平成26年度 ～ 平成27年度	166	—	—	—	166
学校給食調理業務委託 (12)	339,774	平成23年度 ～ 平成25年度	193,196	平成26年度	96,598	—	—	—	96,598
文化施設予約システム 業務委託	1,512	平成24年度 ～ 平成25年度	756	平成26年度 ～ 平成27年度	756	—	—	—	756

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
文化施設予約システム 業務委託 (平成26年4月1日消費 税率改正分)	22	平成25年度	—	平成26年度) 平成27年度	22	—	—	—	22
体育施設指定管理委託 (2)	13,124	平成23年度) 平成25年度	9,135	平成26年度	3,989	—	—	—	3,989
青少年活動センター空調 設備整備事業	18,525	平成24年度) 平成25年度	1,082	平成26年度) 平成37年度	12,973	—	—	—	12,973
学校給食調理業務委託 (13)	168,480	平成24年度) 平成25年度	41,254	平成26年度) 平成27年度	100,211	—	—	—	100,211
学校給食調理業務委託 (13) (平成26年4月1日消費 税率改正分)	2,864	平成25年度	—	平成26年度) 平成27年度	2,864	—	—	—	2,864
市民プラザ指定管理委託	177,763	平成24年度) 平成25年度	57,756	平成26年度) 平成27年度	120,007	—	—	—	120,007
口座振替収納業務委託	216	—	—	平成26年度) 平成27年度	216	—	—	—	216
小中学校・幼稚園施設等 警備業務委託	571,038	平成25年度	—	平成26年度) 平成30年度	340,395	—	—	—	340,395
文化施設予約システム 業務委託(2)	200	—	—	平成26年度) 平成27年度	200	—	—	—	200
海外派遣研修業務委託 (2)	4,172	平成25年度	—	平成26年度	4,172	4,172	—	—	—
学校給食調理業務委託 (14)	175,161	平成25年度	—	平成26年度) 平成28年度	175,161	—	—	—	175,161
公立幼稚園通園バス運行 管理業務委託	7,906	平成25年度	—	平成26年度	3,953	—	—	—	3,953
公立幼稚園通園バス借上 事業	7,158	平成25年度	—	平成26年度) 平成28年度	2,283	—	—	—	2,283
市民文化会館等指定管理 委託(2)	667,919	平成25年度	—	平成26年度) 平成30年度	667,919	—	—	—	667,919
英語教育活動業務委託	12,000	平成25年度	—	平成26年度	12,000	—	—	—	12,000

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
市民文化会館舞台設備等 大規模改修計画策定業務 委託	8,000	—	—	平成27年度	8,000	—	—	8,000	—
公立幼稚園通園バス運行 管理業務委託（2）	3,990	—	—	平成26年度 ） 平成27年度	3,990	—	—	—	3,990
海外派遣研修業務委託 （3）	4,273	—	—	平成26年度 ） 平成27年度	4,273	4,273	—	—	—
学校給食調理業務委託 （15）	346,373	—	—	平成26年度 ） 平成29年度	346,373	—	—	—	346,373
（仮称）市立総合体育館 建設事業	2,902,814	—	—	平成27年度 ） 平成28年度	2,902,814	1,451,406	1,451,300	108	—

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
公共施設整備	千円 103,300	普通貸借は 又証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年以 内に半年賦及び年賦元利 均等又は半年賦及び年賦 元金均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
公共施設等除却	32,900				
住宅市街地総合整備	50,000				
学校教育施設等整備	91,900				
学校教育施設等整備 (大阪府施設整備資金貸付分)	13,000				
計	291,100				

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成26年度当初教職員数の見通し等について	上甲学校教育課参事
2	門真市生涯学習推進基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果報告について	脊戸地域教育文化課長
3	音楽と活気のあるまちづくり推進事業報告について	脊戸地域教育文化課長